

第15回 第6分科会会議録（概要）		場 所	新宿区役所 第一分庁舎 7階 研修室
日 時	平成18年3月4日（土）	記録者	【学生補助員】 洪 仙希、佐々木万梨恵
	午後1時00分～午後3時00分	責任者	区事務局（荒井）
<p>会議出席者：41名 傍聴者3名 （区民委員：35名 学識委員：3名 区職員：3名）</p>			
<p>■配付資料</p> <p>①進行次第 ②第6分科会に対する意見、要望のまとめ ③第6分科会第12回運営委員会記録 ④自治制度と新宿区民の自治活動・コミュニティ活動 ⑤平成18年度区政の基本方針説明</p> <p>■議題</p> <p>1 開会 2 運営委員会の報告 3 自治・自治制度についての説明及び質疑 4 班のテーマ選択 5 その他 6 閉会</p> <p>■会議内容</p> <p>【発言者】●：区民委員、◎：学識委員、○：区職員</p> <p>1. 開会</p> <p>●：今日進行を務めさせていただきます7班の鈴木です。尾上委員が、本日は来られないので私一人で進行させていただきます。お手元の進行次第をご覧ください。今日の15時までこの進行次第に則って進行していきたいと思います。それでは、高野委員から運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>2. 運営委員会の報告</p> <p>●：今日は参加者がイベントなどの関係により、少なく残念です。さて、3月1日19時から約2時間半にわたり運営委員会を開催しました。その中で三田学識委員から自治・自治制度の説明をして頂きました。そして、今まで中間発表などを行い、体系作りについて少しずつ分かってきたこと、何をすべきか皆が分かってきたということをお話ししました。今日は、まず学識委員に自治・自治制度について説明して頂いて、</p>			

皆さんに体系的に分かって頂こうと思います。皆が同じ認識のもとでやっていけたらと思います。それと、中間発表までは現行体制で進めていくことになっていましたが、発表後に見直し検討をすることになっていたので、どうするかを話し合いました。

決定事項として、第12回運営委員会記録に書いてありますが、コミュニティ、協働・参画、自治制度のうち、1テーマを2班ずつで検討するという。もし、自分がそのテーマに合わない場合は、他の関心のあるテーマの班に意見カードを書いて参加をする。また班ごとに決めていくのですが、他のテーマに興味がある人がいる場合は他の班と調整してください。また3つのテーマを別々の場で話し合うのではなく、この場でグループごとに別れて討議し合うということです。

今日は先生方が40分～1時間ほどお話になるとと思いますが、おそらくこれが最後の勉強会になります。

後は、ここに班分けの案とあるのですが、左側が班の役割です。例えば協働・参画とテーマがありますが、地域安全・多文化共生を見ながら協働・参画を考えていくということになります。ただ協働・参画というテーマだけあっても何を話し合えば良いのか分からないので、一応バックグラウンドとして地域安全、多文化共生を見据えた形で話し合ってください。その他にもコミュニティや自治制度も頭に入れながら考えて頂きたいと思います。後は皆さんで話し合う時間もありますので、また何かあれば各班で検討してください。

それと一番大事なことですが、中間発表会で配布された各班の資料は必ず読んでください。今まで皆で考えてきたことが見直せると思います。

- : ありがとうございます。運営委員会記録2ページ目の決定事項が、高野委員から口頭で説明いただいた部分です。どこにあるか分からないという方は、手を挙げてください。わかっている人はそばの人に教えてあげてください。

1テーマ2班ずつというのは、我々第6分科会が時間軸でいうと第4コーナーをそろそろ回り始めたというところで、並行して処理していかないと間に合わないということです。また、5番目の「検討素材となる学識資料は3月18日までに配布する」とありますが、自治・自治制度に関する説明は大変難しいので、学識委員の先生方が身近な生活の切り口から考えられるように資料を準備してくださっています。3月18日までに先生から資料が配られると思うので、今日はたぶん難しいお話になると思いますが、資料を見れば理解できると思うので安心して聞いてください。

また、前回の中間発表の資料の中で「地域活動」という言葉が大変多く語られています。「地域活動」というのは第6分科会のコミュニティ、協働・参画、自治制度に大きく関わってくると思います。是非、他の分科会の資料を読んで頂きたいというのが高野委員の主旨でございます。それでは、三田先生から自治制度についてご講演いただきます。よろしく願いいたします。

3. 自治・自治制度についての説明及び質疑

◎：(三田) 前フリに大変難しいとありましたが、むしろ私の意図はコミュニティ、協働・参画、自治制度をテーマとして提言まで持っていかないといけない訳ですね。コミュニティ、協働・参画、自治という言葉自体は、学問上難しい領域だと認識しています。しかし、私も一人の区民という立場から実際、こういう抽象的な問題が我々の生活にどう関わっているのか、それぞれの言葉の相互関係はどうなっているのか、それを大学の授業のような抽象的な議論ではなく、区民会議の意味は生活現場から区政の改革に提言して欲しいということですから、こういう抽象的な問題が皆さんの生活にどう結びついているのか、またそれぞれのテーマの関連性をお話したいと思います。

我々学識委員の意味は行政言語と学術言語と皆さんのような生活者の言語を、お互いが円滑に言葉を通い合えるように調整することだと思っています。

さて、今日のお話の見取り図、「自治制度と新宿区民の自治活動・コミュニティ活動」という資料を皆さんに配布してあります。これに基づいてお話させていただきます。

我々が今後検討していくコミュニティ、協働・参画、自治制度がどういう関連性を持っているのかを一つの見取り図にまとめてみました。一番左の部分『地方自治の本旨』に基づく地方自治体の組織と運営(憲法第92条)から真ん中くらいまでが中央政府と地方自治体を含めた政府部門での制度の流れ、抽象的なものから具体的なものに流れていく一種の制度の流れです。真ん中の①～⑩は我々区民会議が変えようとしている新宿区、地方自治体の制度と区民の活動の接点がこのあたりなのかなと思っています。一番右側の「新宿区民の自治活動・コミュニティ活動」が我々の活動のベースです。右から左に矢印がございますが、それが①～⑩と自治の制度として具体化されてくる流れに対して、区民の自治活動、コミュニティ活動がどういう風に対応していくのか、を表しています。

基本的な制度の話になりますが、日本は『地方自治の本旨』に基づいて地方自治体の組織と運営を定める、主として地方自治法が定めるということになっています。『地方自治の本旨』とは何なのかと言いますと、1. 団体自治と 2. 住民自治に分かれます。1. 団体自治の中に(1) 地方自治体の自治に関する権利、(2) 地方自治体の自主財政権、財政に関する自主権という団体としての二つの権利を持っています。

新宿区の場合は、東京都と特別区制度の中で微妙な関係にあります。自治権と自主財政権に関して一般の市よりもやや制約があります。新宿区は団体自治として課題を抱えているということ認識して頂きたいと思います。その前提の中で我々の仕事として密接になるのが、2. 住民自治です。具体的に(1) 間接民主主義、住民代表者や専門家による自治組織を作ってそこで自治を実施していく、直接区民・住民が関わるのではなく、代表者が間に挟まってくるという考え方です。(2) 直接民主主義とありますが、制度的に作り上げられた直接民主主義です。(3) が最近とても増えています。実態として、中央政府や地方自治体の制度ではなくて、実態としての直接民主主義が非常に大きなウェイトを占めてきています。我々の仕事もここに関連する部分が非常

に大きいと思います。今まで見てきたように 2. 住民自治というのは (1) 間接民主主義 (2) 制度的な直接民主主義 (3) 実態としての直接民主主義と分かれます。

(1) 間接民主主義というのをより具体的に我々の生活とどう結びついているのか、見ていきたいと思います。① 地方自治体の長・内部組織、補助機関とあります。新宿区で言えば、地方自治体の長は区長、内部組織というのは区長を補助する行政組織、新宿区で言えば企画政策部、都市計画部等の部がありますよね。それが内部組織です。補助機関というのは、組織上の「人」のことを機関と呼びます。助役や独立委員会の長であるとか今日いらっしゃる新宿区の職員も区長の補助機関と位置づけられています。内部組織や補助機関に支援されながら区長は行政を遂行しています。② 地方自治体の議会とありますが、新宿区には区議会がありますね、議員さんが様々な形で活動されています。③ 自治体が設ける諮問委員会・審議会は内部組織・補助機関をより認識させるために独立させてみました。我々が活動している区民会議もこの部分に入ってきます。④ 近隣政府、都市内分権とありますが、地区協議会などがそうです。新宿区という基礎的な自治体の中に更に細かく分権化されていく組織です。

(2) 制度的直接民主主義ですが、⑤⑥⑦に分かれます。⑤ 国法（地方自治法等）が定める住民による直接の参加制度、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、住民の直接請求や監査請求などの制度があります。⑥ 自治体法、つまり新宿区の条例などが定める直接の民主制度、パブリックコメントや住民投票などがあります。⑦ 自治体が制度として設けるパートナーシップ事業（協働）型の事業があります。新宿区がパートナーシップ型の事業をどう取組もうとしているかということ、区政の基本方針説明の P19「次に、NPO 等との協働の環境づくりを一層推進するため、NPO 等から事業提案を募集し、提案内容について「協働支援会議」の意見を踏まえながら、区と NPO 等とが協議し、事業採択の可否を決定する「NPO 協議事業提案制度」を立ち上げます。また地域協働事業への支援として、協働に向けたコミュニティ活動を行う地域住民や主催団体が企画した自主事業に対して、採択した事業への助成を行う「公募制自主事業助成」の拡充を図ってまいります。」とあります。協働事業への支援として「公募制自主事業助成」というのを来年度以降されていくということです。⑦ のパートナーシップ事業をこういう形で制度化していくということです。条例にはならないで、要綱でいくのかなという感じです。余談ですが、これだけ読んだだけでも我々第 6 分科会のテーマである「協働」や「コミュニティ活動」などの用語が出てきています。我々の責任の重大さを認識されますね。

次に (3) 実態として直接民主主義制度にいきたいと思います。これが重要ではないでしょうか？新宿区の制度としては定められていませんが、皆さんの生活としての問題を考えるために自主的に活動が行われ、領域が増えていきます。この辺の部分役割分担から新宿区とどう折り合っていくのか、という問題があります。それが、⑩ の自治体による支援です。区民の自分達の必要から立ち上げた社会活動がまずあって、それに対して自治体がどういう形で協力していつてくれるのか。これは制度として定

められているわけではないので、皆様方の運動の中からどうやって新宿区と調整していくのかということです。

今度は右側、区民の自主的な活動から①～⑩を見直してみましよう。①の区長は皆さん方によって選挙されている。選挙だけでなく、区長には制度上いろんな意見を言う機会があります。この前の中間発表のように様々な形で区政に関して意見を言うことができます。区長だけじゃなく、行政の各部に対して様々な苦情や要請を挙げていくということがあります。新宿区議会に対しては、議員は選挙されている訳ですが、制度上、陳情制もありますし、非公式に区議会議員に対して様々な要請を行ったりすることができるのではないかと思います。

さて、次に自治体が設ける諮問委員会・審議会に対しては、制度上の委員参加、区民会議は皆さんに委嘱状をお渡しして委員になって頂いています。その他にも非公式に活動の監視があります。諮問委員会や審議会があくまでも区民の目線で意思決定されるように監視していくのは重要なことであります。例えば区民会議で提言した内容がどういう風に扱われるのか、最終的に新宿区の基本構想、基本計画、実施計画にどのように活かされていくのか、厳しく区民として監視していくべきだと思います。④近隣政府、都市内分権（地区協議会）はコミュニティと密接に関わっているので、都市型コミュニティを通じた制度的な参加、例えば地区協議会に町内会、NPOの代表者を出すなど間接参加ができると思います。(2)制度的な直接民主主義の⑤国法が定める住民による直接民主主義制度は先程申し上げたように、直接請求、監査請求などにより制度上直接参加ができます。同じように⑥自治体法が定める直接民主制度は住民から制度上の直接参加ができます。⑦自治体が制度として設けるパートナーシップ事業は先程区長の基本方針表明を引用したように来年度以降、新宿区はとても現実味を帯びてきますよね。行政の方から呼びかけてくるわけですから、これに対して制度上の直接参加、またどのように区と協働していくのか、これから中身が問われていくのかなと思います。

最後に(3)実態としての直接民主主義ですが、⑧自治体の政治、行政過程で実態として進行する住民の各種参加活動と行政の協働。これは制度で補償されているわけではありませんが、実態として各種の事業参加、協働によって活動が行われているということです。ちなみに区民会議は制度上③の諮問機関に位置づけられています。しかし、場合によっては⑧の参加・協働に近づけていけるのではないかと思います。これは私から皆さんへの提案のようなものですが、区民会議の内容をただ、「提案していただきました、重々参考にして総合計画審議会で総合計画を作ります」と制度上ではなるのですが、監視活動や応答責任を問うなど皆さんが実態としての直接民主主義を活用していく中で自分達の提案が自分達の意向に沿う形で新宿区政に反映されていくことが可能になります。そういう意味で⑧に区民会議を近づけていく活動の面での努力が可能なのではないかと思います。⑨は区政というよりも区民の方が主体的に社会活動を展開する、自治の本質はここにあるのでしょうか。区民の皆様方が自分達の

一番身近なところから問題点や課題に取り組んでいくことがどんどん広がっていていると思います。これに対して我々がきちんと責任を持って活動しながら新宿区に対してこういう支援をして欲しいという要請ができます。

ざっとですが、こういう形で一つの見取り図として捉えて頂ければと思います。自治・自治制度というのを我々の自治活動という右側から流れるようにどんな位置づけができるのかをお話しました。これから「コミュニティ」「協働・参画」「自治制度」について話し合っていきますが、これまで地域安全、多文化共生について、たくさん調査、議論をしてきましたので、これをベースにしていったらどうかと思います。また我々学識委員の役割として、「定義」を提案しようと思います。3月18日までに「コミュニティ」「協働・参画」「自治制度」というのはどういう意味なのか、生活の現場に近い形で定義したいと思います。これから、例えば「コミュニティ」の中で地域安全や多文化共生について考えていく時に評価の視点というのも皆様にお示して判断基準にして頂ければと思います。例えば「多文化共生」というベースの中で「コミュニティ」を考える時に、どういう行政の実態を分析する評価があるのか、という評価の基準を示した方が議論しやすいと思います。以上です。

- ：ありがとうございます。予定の時間よりだいぶ早めにご説明して頂きました。とても大事なお話をして頂いたと思います。多分、先生が作られた図の真ん中の③から以降を考えて提言にまとめることになると思います。今、他の分科会が子育て、防災とか議論していますが、我々のミッションは20年後の新宿をどうしようかということです。10年後はまた語る内容が変わっているかもしれません。地域住民の変わっている内容を行政に反映させる仕組み作りをこの自治制度の中で提言していかなければならないと思います。普遍的な仕組みの話なので大変重い課題だと思います。何かご質問ある方いらっしゃれば、どうぞ。
- ：この前の中間発表で我々がやっていることを他の分科会はもっと立派にやっていると感じました。なんで自分の分科会を褒められないかというと、多文化共生に偏りすぎていて、これからも「コミュニティ」「協働・参画」「自治制度」に多文化共生を中心にして考えていきましょう、となっています。今、実際新宿区で起きていること、生涯学習や地域センターの運営、民生委員など具体的な例を挙げてこれで良いのか等を話せると思っていたのですが、どうでしょうか？
- ：自治制度への質問ではなく、分科会に関わる質問ですね。
- ◎：我々の今後のテーマ、「コミュニティ」「協働・参画」「自治」というのは多文化共生にも関わるけれど、第1から5分科会の全部のテーマまでの内容につながってくるのです。我々第6分科会是他分科会がメジャーの領域として扱っている行政をどう扱っていくのですか、という課題はあるのです。これはみなさんに投げかける質問でもあり、我々調整役、翻訳役である学識委員がどう考えているか報告しておきます。基本計画、実施計画のツリー分析を「コミュニティ」「協働・参画」「自治」でもやっていけないかと考えます。シソーラス（類義語）地域活動やまちづくりなど、非常に密接

な言葉が計画の中に使われているので、我々のような専門的な研究をしている者で整理してみようと思います。そして言葉をくくりだし、みなさんにお見せする必要があります。ツリーの中の大項目・中項目・小項目の中で、小項目を拾い出します。その中から更に拾いだし、1つの島を政策体制として、まずは多文化共生と地域安全でモデルを作ります。第1~5分科会にはそれぞれが焦点にあてて話されてきたことをベースに、同じように「コミュニティ」「協働・参画」「自治」に対して考えてもらいます。これは時間との競争です。

- : ありがとうございます。要約すると、私は色々なことを話したかったけれど、多文化共生に時間をとって、他の話はできなかったことをどうするか。ここに集まっている方は様々な活動をなさっている。ここでは一步、直接主義に足を入れる時のルールをどうするか、の自治制度を検討します。5年後、10年後は住民の要望（実施計画）は変わっているけれど、いかに行政へ組み込んでいくのかという、普遍的な制度を自治制度で考えていきます。半分はご要望に応えられます、お応えできない部分に関しては他のところでやって下さいね、ということになります。
- : 区は都市マスタープランに従っているというが、10年間一生懸命やっていなかったことがわかった。新宿はこの10年間に地域センターを作り、コミュニティの核となるといった理想を持って平成8年に始めました。8つできて2つできれば完成するのですが、本当に目的が実行されたものなのか、ぜひやってほしいと思います。
- : 区民会議としての目的はズレていないと思います。民主主義は時間がかかるものですから、ご理解、ご協力を頂きたいと思います。
- : 行政学の用語、近隣政府についての質問です。私のイメージは「近隣」は近隣諸国のようなものですが、さきほどのお話を伺っていると新宿の中の近隣を指す制度です。イメージが湧かないので説明をお願いします。
- ◎ : 基礎的自治体は日本でいえば地区町村です。最近はその中に域内分権ということが出てきました。これはコミュニティと関わってきて、例えば新宿では10の住区に分け、それぞれに地区協議会を作ります。その地区協議会に対して支所、出張所を新宿区長の権限で、地元の生活に関連されたものは協議会で話せるようにしましょう、といった仕組みです。
- : 三田先生の⑧の答申案の結果、それだけで終わらせたら、という話なのですが、当初、区民会議をこのままで終わらせたら全く意味がないので、この後みんな呼びかけて何かしようと考えています。学識の方も交えて、お話ししたい。詳細は決めていませんが、大分前から出ています。
- : 段々熱くなってきますけれど、三田先生とは話す機会がなかなかないので、何かがあればどうぞ。
- : 班分けのことですが、それぞれのテーマとサブテーマに沿って材料を組み立てていきましょう、今までの財産を、これから整理していく材料のもとにしていくという考えでよろしいですね。時間が切迫しています、さきほどのお話はとても貴重でした。

どうしても上滑りになりがちの、今まで書かれた「民の知恵」を10年先にキラッと光るものとして残していき、それが希望になると思います。説明はよく分かりました、ありがとうございます。

- ◎：やれる範囲の中で、何か1つまとまっていけることが皆さんの目的ではないかと思えます。中間発表はバタバタでまとめたところはありませんでしたが、度外視したものではなく、根源のところには皆さんの意見があった上での大項目・中項目などがありました。4月は毎週土曜日、時間をとっているのです、そこで話し合いができると思います。6月に提言まで持っていくという、時間的制限があります。たった1年でまとめるというのは大変失礼な話ですが、どうやって力を入れていくか、これから魂を入れていきたいですね、それが第6分科会の良いところなので、今後もよろしく願います。
- ：予定では20分までこのコーナーの時間をとってあります。また時間がありますので、何でもこの際お話しください。
- ：三田先生のお話の中で頭が整理でき、参考になりました。この図の中でサイレントマジョリティの位置づけがどうなっているかをお聞きしたいです。コミュニティ活動に参加したくても参加できない方、参加したくない方、色々な方がいらっしゃるのですが、町会加入率が50%に届かない現状で、そのへんをどう汲み取っていくのが1つポイントだと思います。
- ◎：突然なので準備がないのですが、町内会自治活動におけるアンケート調査がありまして、具体的データもおっしゃる通り、参加意欲に欠ける方がいます。社会学的問題としては生活保守主義といい、80年代から教養や趣味に生きている。社会に関心のないマジョリティがいます。そういう方々も含めて、どう参加を求めていくのかは課題です。これから検討していくテーマになります。
- ◎：出ていない意見をどうするかですが、個人的な気持ちを述べ合うための議論ではなく、「こういう事例が周りにあります」と代弁する役割も、公募の区民会議という大規模な仕掛けを作った中にあると思います。そういうメリットを踏まえて、自治制度を考案して頂きたい。参考になる資料はこちらで用意していきたいと思えます。
- ：私が第6分科会に参加したいと思ったのが、自治や協働・参画が、これからの地域社会を快適にしていく一番のキーポイントだと思ったからです。第1~5のそれぞれのキーワードも第6のキーワードにかかっていると思います。

今日、私は午前中、昔の多摩川上水を復活させたらどうかと新宿区と環境省に要請して、まちの方とワークショップが始まっています、どんな形、管理があるのかという話し合いをして参りました。キーワードは「市民参加」、地域の方と一緒に考え、地域で作っていくことで盛り上がると、参加者もおっしゃっています。直接的民主主義のような、共に責任を持ち合うような、新しいまちを作っていくという動きが出ています。そういう情報を共有していきながら、もっと活性化するのか私たちが提案をしていけば、様々な分野で活用して頂けるのではないかと感じています。この会議に出させて頂いて、すごく良かったと思えます。

あと私は環境ジャーナリストとして活動していますが、この地域の環境情報学習センターの指定管理者として責任を持たせて頂いています。最近、公共施設の指定管理者制度—公共施設でも企業やNPOがしっかり管理するような仕組みができました。この2年間、管理をやらせていただきました。市民参加型の運営だったわけで、こういった活動は形がいいけれど、責任を持ち合うのは大変苦勞が多いです。しかし充実感もありますので、活動をもっと活性化できるように、私たちが課題解決に向けた提案ができれば、全ての地域にプラスとなるような活動ができると思います。これからもよろしく願います。

◎：(伊藤) 決意表明どうもありがとうございました。今日場で一番確認したかったのは「市民参加」、私たちの力で地域を作っていくこと。自治の制度と協働・参画とコミュニティというのは全部関連していることを確認したかった。皆さんに提示した資料で全体像、近隣政府というお話がありましたが、これはまさに各地域にある地域センターの相談・助言等の支援機能の拡充、管理運営委員会を充実する、コミュニティに対しての考え方のオーソドックスなものですので、全体で確認したい。住民投票や地域センターをどうする、各班の全体像もこの像に入っています。既に皆さんお持ちのものでぶつけて頂いても結構です。

今までは外国人の問題などをやってきましたので、ただ話やすいからということで、具体的な事例として説明していますが、地域の様々な活動のプロだということであれば、ぶつけてもらって構いません。

また、各分科会との「横串を通す」ことについて、運営委員会では、第1～6分科会の資料、提案などを全部あらい出し、整理する。例えば第1分科会の中でのコミュニティについての提案などに横串を通していこうと考えています。学識の中でも生涯学習や福祉などは、コミュニティや市民参画がバラバラになっていますので抜き出し、横串を通し、僕たちの今までやってきた地域安全などコミュニティベースで捉え、市民参加で行政やNPOが協働しながらやっていく、それが自治制度になっていくという展開です。

また今日確認したかったこととして、今までの進め方を変えて、何でバラバラにするのかなどの疑問をすこし解消して頂きたいということです。全部をくくったコミュニティ、自治制度、協働・参画がありますよ、中心的な活動をやっていくのはおのものが決める。それを大きくくくと自治制度になることを説明させてもらった、以上です。

- ：ありがとうございました。時間ちょうどに終わりました。他にはありますか。
- ：前回の中間発表会で書いた私の意見カードが配布資料に載っています。それをそのままぶつけたいと思うのです。去年6月から参加していますが、みんなこもっている、一緒にやらなければ話になりません。区役所の方が立派な言葉を先走って「多文化共生」と出している、私はそのテーマも止めて貰いたいと言いつけている。本当に論ずべきことが、これまでほとんどなかったと思います。それについて徹底的な議論をさ

せてもらいたいと思っています。防災訓練を自慢たらしく行なっているが、いざとなった時に外国人は本当に助かるのかを真剣に考えなければならないと申し上げている。論点として提示しているので、このような重要な話を建設的にお願いします。

- ：結論から言うと「多文化共生」はテーマからなりません。与えられたテーマです。民主主義とは時間のかかるものですが、集約に向けてお願いしたいと思います。
- ：先程のご意見に関連しているかと思いますが、各分野を3つに分けて討論し、後で連絡調整をしていくということでしたね。私は中間まとめの時に他の分科会の人と話をしました。「ゴミの有料化をすべき」だと言ってきたが、私は絶対反対です。新宿は武蔵野でやっているような形とは状況が違います。都心部には色々な人が流入し、ごみが不法放棄をしている状況なのに、このままで有料化では、減量化は図れないと思います。そこでテーマを絞って他の班、そして分科会との意見交換会を行なう必要があるのではないかと考えます。しかし時間的に間に合うのか、検討したのか、教えてください。
- ：検討してこうなったので、また後の運営委員会でやりましょう。
- ：運営委員会のほうでは、具体的な話はしていませんので、検討していきます。

4. 班のテーマ選択

- ：それでは、運営委員会の議事録に班分けの案が載っていますので、それに照らして20分くらい班の中で話し合ってください。内容は班の中でどういう役割分担、時間は大丈夫なのかなど、まずはファーストミーティングをやって頂ければと思います。違う班で話したい場合はリーダーに言って、人数調整をしたいと思います。ではよろしくお願いします。

～検討開始～

5. その他

- ：よろしいでしょうか。一応、15時閉会となっておりますが、2、30分ならばこの会場を使っても良いとのこと。それでは、事務局から連絡事項があります。よろしくお願いします。
- ：事務連絡です。第1から6分科会までの横断的な役割の世話人会に、第6分科会からは高野リーダーと学識委員が出ることになっていますが、世話人会の第1回会合が3月10日にあります。中間発表会が終わって今後どうするかということを決める会合になると思います。また、地区協議会との話し合いですが、3月25日に設定しました。本来ならば世話人会で取り扱うべきですが、世話人会が3月10日設置ということで、事務局側で日程だけ決めさせて頂きました。区民会議側としましては、各分科会リーダー、サブリーダーということで18人くらい、地区協議会は代表が出せるところと出せないところがあるので、フリーということで各地区協議会から数名出席の予定です。場所は区役所の大会議室です。詳細については今後世話人会で詰めてい

くこととなります。また、区長の区政基本方針についても自治制度関連が載っておりますので、お読みいただければ参考になると思います。今日の資料の中に第6分科会に対する意見のまとめがありますが、中間の発表の時に竹折委員がまとめてくださいました。一番最後のご意見カードは全体の意見として第6分科会に対する意見です。

- ：今まで区民会議に一度も来て頂いていない方がいらっしゃいます。私達第6分科会としては、現在71名ということで欠席された方には郵送で資料をお送りしています。一応、最後に区民会議メンバーということで名前を載せることも考えれば、そういう方たちの取扱いをどうするか念頭に置かなければならないと思います。中間発表会も終わったので、資料に関してはもう郵送はせずに、参加されていない方にはレターを出してこれから区民会議に出席されるのか、資料は欲しければお渡しできますということをお伝えしたいと思いますが、どうでしょうか？（拍手）
- ：区長から委嘱を受けているので言っているのか分かりませんが、今後も委員をお引き受けできるかどうかの確認書を取った方が良いと考えます。会議に出席せずに資料だけ郵送してもらって、最後の取りまとめの時に私は委員です、ということで平気な方はいると思います。しかし、手当てはもらっていませんが、これは公職です。それくらいのけじめは区としてつけて下さい。
- ：それでは今のご提案を受けて事務局の方と協議、対応させて頂きたいと思います。

6. 閉会

- ：それでは、今日の分科会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

〈次回日程〉

・次回会議

3月18日（土） 午後1時から

会場：新宿区役所第一分庁舎7階 研修室